

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
防災対策推進計画に係る様式集

令和6年（2024年）3月

別海町防災会議

一 目 次

1	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画	1
2	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規定	8

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

(別海町直営・指定管理・管理委託施設共通) ※¹

(目的)

第1条 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、（事業者名）における、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震対策隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別図のとおり指定する。

- (1) 地震対策隊に隊長及び副隊長を置く。
- (2) 隊長のもとに情報収集班、避難誘導班、浸水対策班及び安全救護班を設置し、各々班長を置く。
- (3) 各班の動きは、別表「地震対策隊各班の動き（基準）」による。

(隊長等の権限及び業務)

第3条 隊長は、地震対策隊の活動に関する一切の権限をもち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表された場合等、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

なお、海岸近くにある施設を運営・管理する計画主体は、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちにこれらの措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- (3) 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
- (4) 従業員を〇〇（例えば「〇号館前」など具体的に）に集合させ避難させること。
- (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(従業員の責務)

第4条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集班の業務)

第5条 情報収集班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- (2) 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、従業員、当該施設利用中の住民及び保育士等に伝えること。
- (3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 地震の発生又は隊長の指示に基づき、要図を用いて建物内の避難路の確保及び安全の確認、集結場所、地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
なお、中・高層の建築物に存するまたは入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができることに留意すること。
- (2) 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客、従業員、当該施設利用中の住民及び園児等を避難誘導すること。
- (3) 避難誘導の際には拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- (4) 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。
- (5) 避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮すること。
- (6) 避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。また、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。

（浸水対策班の業務）

第7条 浸水対策班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 班の活動中は、自身の安全確保を最優先する
- (2) 津波到達時に水没する可能性のある室を事前に把握するとともに、避難誘導班と協力して当該室の避難誘導を行う。
(1)に掲げる室に逃げ遅れた者がいないことを目視により確認し、立ち入り禁止の措置を行う。
- (3) 止水板等の応急処置のための資機材がある場合、建物地下室及び電気室等への浸水防止を行う。
- (4) 建物内へ浸水した場合の対策（感電防止含む。）を実施する。

（安全救護班の業務）

第8条 安全救護班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 班の活動中は、自身の安全確保を最優先する。
- (2) 負傷者等が発生した場合、被災しない安全な場所に一時的な救護所を設置するものとする。
- (3) 負傷者は、一時的な救護所で保護し、医療機関への搬送等の必要な措置を行う。
- (4) 避難誘導班と協力して、避難経路の確保及び安全確認を行うとともに、避難時の2次被害防止に留意する。
- (5) 逃げ遅れた者がいないことを目視で確認する。
- (6) 火災予防のための出火防止措置（ガス遮断等）を行う。
- (7) 可能な範囲内で帰宅困難者への措置（防災資機材の貸与等）を実施する。

（その他不測の事態）

第7条 隊長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した以後の状況等から、この計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

（後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとる防災対応）

第8条 隊長は、後発巨大地震への注意を促す情報が発信された場合、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 関係機関相互及び組織内部において、確実に情報が伝達されるよう、あらかじめ定めた経路、体制及び方法により、周知徹底を図る。
- (2) 先発地震の発生から1週間の期間については、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

- (3) 日頃からの地震への備えの再確認及び施設・設備等の点検等による円滑かつ迅速な避難の確保を行う。具体的には次による。

ア 家具等の固定、事業所等における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認

イ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、顧客、従業員、施設利用中の住民及び園児等の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

ウ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

(自主防災訓練)

第9条 自主防災訓練は次の要領を適宜選択して、年1回以上行うことを基準とする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

2 自主防災訓練の計画・実施に際し、次の点に留意するものとする。

- (1) 積雪寒冷地特有の課題を踏まえること。
- (2) 他の計画主体等との共同訓練を行うこと。
- (3) 必要に応じて顧客等の協力及びその参加を得ること。
- (4) 本町又は防災関係機関の実施する防災訓練への参加に努めること。
- (5) 本町との情報共有等の連携を図ること。
- (6) 逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること。

(教育)

第10条 隊長が従業員、保育士等に対して行う教育は次による。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に従業員、保育士等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

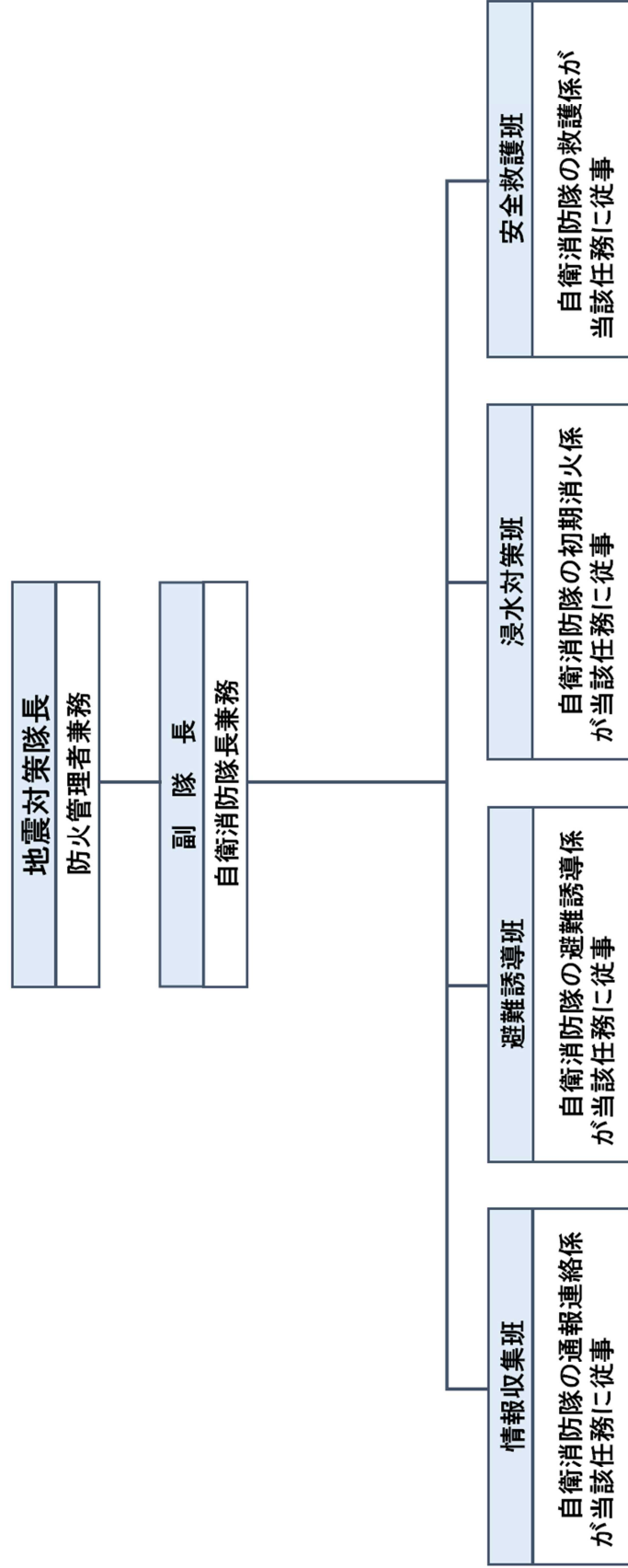
第 11 条 隊長が顧客、従業員、当該施設利用中の住民及び保育士等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、顧客等が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地の崩壊、危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

※ 本計画は、あくまで基準を示したものであり、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。

事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定すること。

地震対策隊組織表（基準※）



※ 本組織表は、あくまで基準を示したものであり、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。

地震対策隊各班の動き（基準）※

前提	内容			
区分	地震の規模・状況により避難最優先と判断した場合、下記行動によらず、即時避難（避難誘導含む。）して、自身の安全を確保すること。			
時系列	緊急地震速報 地震発生	津波警報発表 避難指示	津波第1波到達	
情報収集班	津波情報告知	避難放送	状況説明及び各班への指示	地震対策隊招集
浸水対策班		水没予想場所の立入禁止	浸水防止措置 地震の規模・状況により避難最優先と判断したら即時避難	班全員退避開始
避難誘導班		避難地図掲出 避難経路確保 安全確認 避難要領指示	避難誘導 デマ拡散及びパニック防止に留意 避難状況確認	当該施設から避難場所への移動
安全救護班		施設内出火防止 避難経路確保 安全確認	救護所設置及び開設 救護及び保護活動	避難場所へ避難完了
				人員確認

※ 本組織表は、あくまで基準を示したものであり、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程※²

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、「津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項」（以下「津波対策等」という）について定める。

- 1 津波対策等に係る組織（以下「地震対策隊」という）を次のとおり定める。

隊 長		情報収集班	自衛消防隊の 通報連絡係 が当該任務にあたる
防火管理者と兼ねる		避難誘導班	自衛消防隊の 避難誘導係 が当該任務にあたる
副隊長		浸水対策班	自衛消防隊の 初期消火係 が当該任務にあたる
自衛消防隊長と兼ねる		安全救護班	自衛消防隊の 救 護 係 が当該任務にあたる

- 2 避難場所を次のとおり指定する。

- ① 避難場所は（ ）とし、拡声器等を活用して避難場所まで誘導する。

- 3 隊長等の権限を次のとおり定める。

- ① 隊長は、地震対策隊の活動に関する一切の権限をもつ。
 ② 隊長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る教育及び訓練に関する一切の権限をもつ。
 ③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生を覚知した場合、それに伴う津波警報等が発表された場合、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れまたは弱い揺れであっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、直ちに各班長に必要な指示を行うものとする。
 ④ 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときはまた不在のときは、その職務を代理する。

- 4 情報収集班による情報収集及びその伝達方法は次のとおりとする。

- ① 隊長の指示により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を活用し最新の情報収集し、随時隊長に報告する。
 ② あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定める。
 通常伝達手段が地震等の影響により寸断することを想定し、通常とは別の手段の確保を考慮する。
 ③ 従業員及び顧客に対する津波対策等に関する指示又は情報伝達は、次のように行う。
 ・放送設備等を活用し全館に放送する。この際津波到着までの時間を明確に放送する等、パニック防止に配慮する。
 ・各階の情報班は、拡声器等を用い情報伝達、指示を行う。
 ④ 従業員又は顧客に伝えるべき内容は、おおむね次のとおりとする。
 ・地震の規模等 ・津波に関する情報 ・避難場所及び避難方法 ・津波対策隊への指示 ・パニック防止

5 避難誘導班による避難誘導は次のように行う。

- ① 避難誘導班は、各階の見やすいところに避難経路図を掲示する。
- ② 避難の開始は、隊長の指示に基づき行い、基本、建物内の避難は階段を使用とする。
- ③ 避難経路確保及び安全確認を行う。
- ④ 避難誘導の際には、拡声器、懐中電灯等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努める。
- ⑤ 施設利用者（顧客等）の避難完了後に、状況を確認し結果を隊長に報告する。
- ⑥ 避難誘導に必要な資機材は次のとおりとし、施設内の確認できる場所に保管する。
・避難経路図 ・拡声器 ・懐中電灯 ・救急措置用品 ・非常用食料 ・毛布等 ・ヘルメット等
- ⑦ 避難行動要支援者の避難支援、外国人旅行者等の避難誘導について考慮する。
- ⑧ 避難誘導に際して、自身の安全にも考慮する。

6 浸水対策班は次の措置を講じる。

- ① 津波到達時に水没する可能性のある室をあらかじめ把握しておき、避難誘導班と協力し、当該室の避難誘導を最優先で行う。
- ② ①で定める室に逃げ遅れ者がいないことを確認し、立ち入り禁止措置を行う。
- ③ 止水板等を用い建物地下室及び電気室等への浸水防止を行う。
- ④ 建物内へ浸水した場合の対策（感電防止等）を実施する。
- ⑤ 活動中は、自身の安全にも考慮する。

7 安全救護班は次の措置を講じる。

- ① 負傷者等が発生した場合、
（ ）に救護所を設置する。
- ② 負傷者は、救護所で保護し、必要な措置をとる。
- ③ 避難誘導班と協力し、避難経路確保及び安全確認を行う。
避難時の2次災害防止に考慮する。
- ④ 逃げ遅れ者がいないことを確認する。
- ⑤ 出火防止措置（ガス遮断等）を実施する。
- ⑥ 帰宅困難者への措置（防災資機材の貸与等）を実施する。
- ⑦ 活動中は、自身の安全にも考慮する。

8 不測の事態が発生した場合は次による。

- ① 隊長は、地震が発生した以後の状況から、この規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。
- ② 各班長は、この規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、隊長に状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

9 後発地震への注意を促す情報に備え次により対応する。

- ① 先発地震発生から1週間、後発地震に対して注意する。
- ② 後発巨大地震の注意を促す情報発信に備え、関係機関相互及び施設内において確実に情報が伝達されるよう、あらかじめ体制・方法等を定め、これにより周知徹底を図る。
- ③ 次により、日頃からの地震への備えの再確認及び施設・設備等の点検等による円滑かつ迅速な避難の確保を行う。
 - ・家具等の固定、施設内における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認。
 - ・施設内避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確保、機械・設備等の転倒防止対策・点検、施設利用者（顧客等）の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。
 - ・非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

10 津波対策等に関する教育を次のように行う。

- ① 防災規程の内容は、従業員に対する研修等で徹底する。
- ② 新入社員、派遣社員、パートタイマー等については採用時等の時期に研修を徹底する。
- ③ 指揮係及び各班長に対する教育を計画的に実施する。
- ④ 教育の内容は、次のとおりとする。
 - ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・後発地震に対する備え及び行動
 - ・地震防災対策として現在講じられている、対策に関する知識
 - ・従業員等が果たすべき役割
 - ・今後地震対策として取り組む必要のある課題

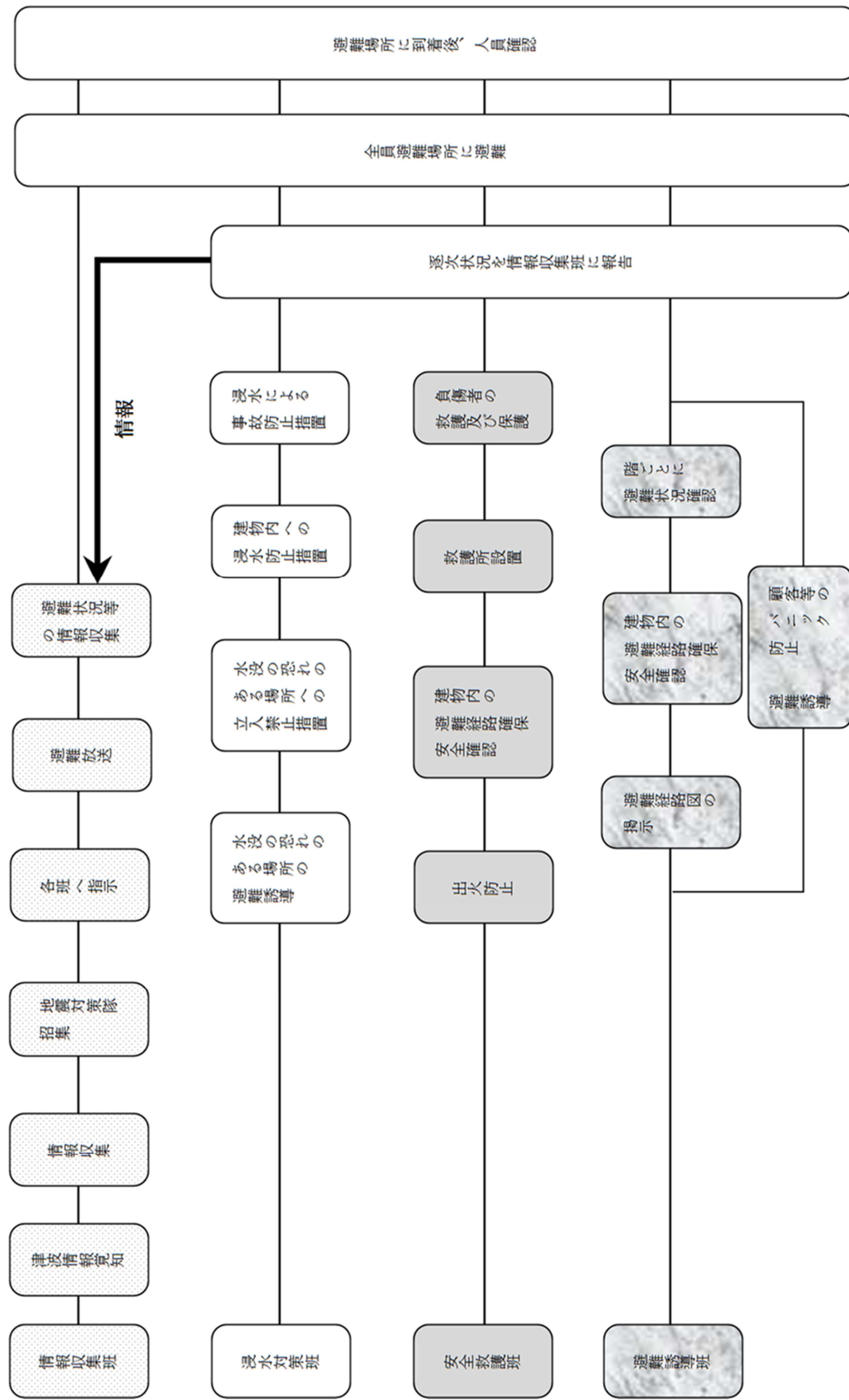
11 津波対策等に関する訓練を次のように行う。

- ① 次の訓練を年1回以上行うものとする。
 - ・情報収集・伝達に関する訓練
 - ・津波からの避難に関する訓練
 - ・その他前各号を統合した総合防災訓練
- ② 地方公共団体等が行う訓練に積極的に参加する。
- ③ 訓練実施予定日は、消防訓練実施日に準ずる。

12 施設利用者（顧客等）に対する事前広報は次による。

- ① 地震及び津波に関する一般的な知識。
- ② 避難場所及び避難経路に関すること。
- ③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関すること。
- ④ 後発地震への備え等に関すること。

13 各班の動き（※各班長は、適宜活動状況を隊長へ報告する）



※ 地震の規模・状況等により避難優先と判断した場合は、上記行動によらず、即時避難場所へ向かう（避難誘導を行う）こと。

【注 釈】

※¹ 本地震防災対策計画は、北海道が示す「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画の作成例」をもとに、別海町内の対象施設向けに追記・修正した上、別海町地域防災計画第6章第4節別冊として様式化し、示したものである。

※² 本地震防災規定は、根室北部消防事務組合 別海消防署より町内の対象施設に対し、記載例を配布して作成させた同規定をもとに、別海町地域防災計画第6章第4節別冊として様式化し、改めて示したものである。

※³ 対象施設は、日本海溝特措法第6条及び日本海溝特措法施行令第3条（以下「法令」という。）に該当する別海町直営・指定管理・管理委託の各施設であることから、前述の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（別海町直営・指定管理・管理委託施設共通）」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」のいずれかの様式に従い作成するものとする。

また、法令により作成した同計画又は規定に基づき、発災時における当該施設利用者の避難の安全確保に関する措置を講じるものとする。